

(平成27年3月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年6月1日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年6月は3万9,000円、同年7月は2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月20日から同年8月1日まで

昭和46年3月20日にA社に入社したが、年金記録によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年8月1日となっている。

申立期間当時の給料支払明細書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和46年6月1日から同年8月1日までの期間について、申立人から提出された社員採用内訳及び給料支払明細書により、申立人は、当該期間においてA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の給料支払明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、昭和46年6月は3万9,000円、同年7月は2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和46年3月20日から同年6月1日までの期間について、上述の社員採用内訳及び給料支払明細書により、申立人は、当該期間において当該事業所に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるものの、同年8月分の給料支払明細書において、「社会保険料戻金」として、当時の3か月分の健康保険料及び厚生年金保険料と合致する金額が返戻されていることが確認でき、これは、当該期間に係る健康保険料及び厚生年金保険料であると推認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から39年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月頃から39年5月頃まで

私がA区に住んでいた昭和38年頃、B市又はC町に住んでいた母が、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずなのに、年金記録では申立期間の保険料が未納とされており、納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年頃に、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであるとしているが、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の母親は既に死亡しており、申立人自身は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に直接関与していないことから、申立人の国民年金の加入状況及び申立期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者資格取得状況調査により、D市において、平成6年8月頃に払い出されたものと推認され、オンライン記録により、申立人の国民年金被保険者資格は、同年8月19日に、昭和37年12月7日まで遡って取得する処理が行われていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間当時に住民登録をしていたとするB市、C町及びA区において、申立人の国民年金被保険者名簿は確認できない上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であり、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立人は、申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納

付していたことを申立人の姉が覚えているとしていることから、同人に照会したが、母親との雑談時に申立人の年金保険料の納付について聞いた記憶はあるものの、保険料の納付時期や納付方法等に関する回答は得られなかった。

その上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年9月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月から10年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、母が、A社会保険事務所(当時)から郵送された納付書を使用して、平成11年6月か同年7月頃に現金で一括してB郵便局で納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料を平成11年6月か7月頃、自身が非常勤職員として勤務していたB郵便局で、A社会保険事務所から郵送された納付書を使用して、現金で一括して納付したと主張しているところ、同局で勤務していた職員の一人が、申立人の保険料収納の可否について申立人の母親とやりとりしたことを覚えているとしているが、申立人の母親は当該やりとりについて記憶していない上、当該職員が同局に着任したのは平成12年7月18日であり、申立人の母親の記憶と符合しない。

また、当該局員に上記の着任年月日のことを伝えたところ、申立人の母親と当該やりとりをしたのは、正しくは平成12年7月以降だったと訂正しているところ、同時点では、申立期間の国民年金保険料は既に時効により納付することができず、仮に郵便局で収納処理されれば、当該保険料は過誤納付として還付処理がなされることになるが、オンライン記録において、その様な処理がなされた形跡は見当たらない。

さらに、申立期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、この頃には年金記録業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機(OCR)による入力等、事務処理の機械化が進んでいることから、記録漏れ、記録誤り等があったものとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年6月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月から42年3月まで

申立期間当時、私は学生であり、母が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずだが、年金記録では保険料が未納となっている。

就職した時に母から国民年金手帳を渡されたが、紛失してしまった。

国民年金保険料の納付を証明する領収証書等はないが、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、学生であったが、既に国民年金に加入していた申立人の母親が、母親自身の国民年金保険料の集金に来ていた人に勧められ、申立人の国民年金の加入手続きを行い、母親自身の分と申立人の分と合わせて保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録により申立人の母親が国民年金に任意加入したのは、申立期間後の昭和44年10月であることが確認でき、同時点で申立期間の保険料は時効により納付できないほか、申立人は申立期間の国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与していない上、申立人の母親は既に死亡していることから、申立期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料の納付状況は不明である。

また、オンライン記録を調査しても、申立人には、申立期間当時、国民年金に加入していれば、必ず付番された国民年金手帳記号番号が無い上、国民年金手帳記号番号払出簿においても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 5061 (函館厚生年金事案 17、北海道厚生年金事案 4768 及び 4996 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 10 月 15 日から 45 年 5 月 30 日まで
② 昭和 45 年 10 月 15 日から 46 年 5 月 30 日まで
③ 昭和 46 年 10 月 15 日から 47 年 5 月 8 日まで
④ 昭和 47 年 11 月 20 日から 48 年 5 月 30 日まで
⑤ 昭和 49 年 10 月 7 日から 50 年 3 月 30 日まで
⑥ 昭和 50 年 11 月 20 日から 51 年 2 月 28 日まで
⑦ 昭和 51 年 10 月 5 日から 52 年 2 月 15 日まで
⑧ 昭和 52 年 9 月 15 日から 53 年 2 月 5 日まで
⑨ 昭和 53 年 9 月 20 日から 54 年 3 月 5 日まで

昭和 44 年 10 月から 54 年 3 月までのうち、A社のB工場で勤務していた期間以外は、C社の冷凍倉庫で荷役作業をしていた。

しかしながら、C社に勤務していた申立期間①から⑨までについて、厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、同保険の被保険者であったことを認めてほしいと、これまで3回にわたり、年金記録確認函館地方第三者委員会（当時）及び年金記録確認北海道地方第三者委員会に申し立てたが、いずれも認められないとの通知をもらった。

今回、新たに、当時の状況について証言をしてくれる同僚が見つかったので、改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、C社は、既に法人の解散及び清算が終了しており、関連資料の確認ができないこ

と、ii) 申立人について、申立期間に係るC社の雇用保険の加入記録が確認できないこと、iii) 雇用保険の被保険者総合照会によると、申立期間①及び④の大半は、A社の雇用保険加入期間と重複しており、申立期間⑤から⑨までについては、雇用保険の給付を受給していたことを示す求職者給付記録があること、iv) 複数の同僚の供述及び親会社のD社の回答によると、勤務実態は認められるものの、申立人の厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について具体的な回答を得ることはできないこと、v) 申立人及び申立人が名前を挙げた親会社の社員で冷凍倉庫の責任者は、C社では冬期間に毎年10人から20人の短期労働者が勤務していた旨述べているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）及びオンライン記録によると、申立期間を含む昭和42年から54年までの13年間において、同保険の加入期間が9か月以内で、季節雇用者であったとみられる者は、42年から45年までの4年間は、毎年10人以上が確認できたものの、46年以降の9年間については、合わせて8人のみであることを踏まえると、同社では、季節雇用者について、同年以降は、一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったことがうかがえること、vi) C社に係る被保険者原票を確認したものの、全ての申立期間において申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難いこと等を理由として、既に年金記録確認函館地方第三者委員会及び年金記録確認北海道地方第三者委員会の決定に基づき、平成20年5月21日付け、25年10月25日付け及び26年8月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、C社の経理担当者及び同社において、自身と同様に日給月給の給与形態で勤務していたとする同僚の合計二人の名前を挙げ、「当時、私と同様に、日給月給の給与形態で勤務していた同僚は、C社において厚生年金保険に加入している。名前を挙げた二人から、当時の状況について確認してほしい。」と主張している。

しかしながら、申立人が名前を挙げた二人は、申立人がC社において季節雇用者として勤務していたことは記憶していたものの、このうち経理担当者は、「当時、厚生年金保険に加入していたのは、常勤の社員だけであったと記憶している。」と回答している上、同僚は、「私は、日給月給であったが、季節雇用ではなく通年雇用であったので、申立人の厚生年金保険の適用状況について何も分からない。」と回答していることから、申立人の主張は、年金記録確認函館地方第三者委員会及び年金記録確認北海道地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに年金記録確認函館地方第三者委員会及び年金記録確認北海道地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年

金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成22年12月24日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に判明した事実により、申立期間②のうち、昭和58年1月1日から59年10月1日までの期間については、当該あっせんによらず、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和59年10月1日）を取り消し、58年1月1日に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年3月末日頃から同年4月1日まで
② 昭和58年1月1日から61年11月1日まで

昭和57年3月末から61年10月末まで、A社に勤務し、車の配車、営業、売上げの集計、請求書の発送等の仕事をしていた。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間①及び②の加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち昭和58年1月1日から59年10月1日までの期間については、i) 同僚の回答から判断すると、申立人は、当該期間について、A社に継続して勤務していたことが推認できること、ii) 当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した58年1月1日と同日又はその後の同年同月10日に、当該事業所の厚生年金保険被保険者17人全員が同被保険者資格を喪失していることが確認できること、当該事業所の取締役の一人は、「昭和59年の夏から60年頃、それまで3か月手形で社会保険料を納付していたが、手形を3回か4回落とせなくなった。このため、社会保険事務所（当時）の職員二人が会社に来て、社会保険を遡って脱退させると言っていた。」と回答していること、iii) 被保険者原票によると、当該事業所の役員4人全員及びその他の従業員一人の計5人は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でな

くなった58年1月10日の後の同年4月1日付けで標準報酬月額を引き下げる随時改定の記録があることが確認できること、iv) 当該事業所に係る被保険者原票によると、当該事業所の役員4人のうち3人は、申立期間②のうち同年1月1日から59年10月1日までの期間において、傷病手当金等の給付を受けていることが確認できる上、これら役員のうち一人の当該保険給付は、同年10月1日に社会保険事務所において処理されていることが確認できることから、同日において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、当該事業所が58年1月10日に適用事業所でなくなったとする合理的理由は見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年12月24日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われ、申立人の当該事業所における資格喪失日に係る記録が昭和59年10月1日に訂正されている。

しかしながら、当該あっせん後の当該事業所に係る別の申立てにおける調査審議において、当該事業所に係る被保険者原票を確認したところ、i) 申立人及び申立人と同様に昭和58年1月に健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる同僚16人の合計17人は、いずれも健康保険被保険者証を返納した記録（被保険者証を滅失した3人を含む。）が確認できるとともに、当該17人のうち12人（申立人を含む。）は、被保険者資格の喪失後、健康保険の任意継続被保険者となった旨の記載が確認できること、ii) 上記12人のうち、当時、当該事業所を管轄する社会保険事務所の管轄区域内に住所地があった5人の標準報酬月額は、資格喪失日が18万円、同日後の同年4月1日は19万円と記録されているところ、後者の記録は、随時改定の記録とも考えられるが、随時改定は、その前の標準報酬月額と比べて、2等級以上の差が生じた場合に改定されるものであり、前者と後者の標準報酬月額は、1等級の差しかないことから、後者の標準報酬月額の記録は、随時改定により記録されたとは考え難いこと、iii) 当時の健康保険の任意継続被保険者に係る標準報酬月額の上限額は、57年度は18万円、58年度及び59年度は19万円であったことから、上記資格喪失日及び58年4月1日の標準報酬月額の記録は、健康保険の任意継続被保険者となったことに伴って記載されたものであることが認められるとともに、役員のうち一人が、59年10月1日に給付を受けた記録についても、健康保険の任意継続被保険者に対する保険給付であったことが認められることから判断すると、申立人の資格喪失日（昭和58年1月1日）及び当該事業所が適用事業所でなくなった日（昭和58年1月10日）の記録が遡って記載されたものとは考え難く、これらの記録について不合理な処理が行われたとは認められない。

一方、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所は既に解散しているとともに、当時の事業主は死亡していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない上、回

答が得られた複数の同僚からは、申立人の当該期間における厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる証言及び関連資料を得ることはできなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成23年6月3日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に判明した事実により、申立期間のうち、昭和58年1月10日から59年10月1日までの期間については、当該あっせんによらず、申立人のちA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和59年10月1日）を取り消し、58年1月10日に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月10日から60年4月1日まで
A社には、昭和60年3月末まで勤務していたが、申立期間の年金記録が確認できない。
一緒に勤務した同僚が、年金記録確認北海道地方第三者委員会に申立てを行い、申立期間の一部について、記録の訂正が認められたため、私も同様に、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和58年1月10日から59年10月1日までの期間については、i) 同僚の回答から判断すると、申立人は、当該期間について、A社に継続して勤務していたことが推認できること、ii) 当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した58年1月10日と同日又はその前の同年同月1日に、当該事業所の厚生年金保険被保険者17人全員が同被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立人が名前を挙げた同僚は、「昭和60年から61年頃、社会保険料を滞納していたため、社会保険事務所（当時）の職員が来て、保険料を納付できなければ、遡って社会保険を脱退してもらおうと言っていた。」と回答していること、iii) 当該事業所に係る被保険者原票により、申立人及び同僚4人の計5人は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった58年1月10日の後の同年4月1日付けで標準報酬月額を変更する随時改定の記録が確認できること、iv) 当該事業所に係る被保険者原票によ

ると、上記同僚4人のうち3人は、当該期間において、傷病手当金等の給付を受けていることが確認できる上、これら同僚のうち一人の当該保険給付は、59年10月1日に社会保険事務所において処理されていることが確認できることから、同日において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、当該事業所が58年1月10日に適用事業所でなくなったとする合理的理由は見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成23年6月3日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われ、申立人の当該事業所における資格喪失日に係る記録が昭和59年10月1日に訂正されている。

しかしながら、当該あっせん後の当該事業所に係る別の申立てにおける調査審議において、当該事業所に係る被保険者原票を確認したところ、i) 申立人及び申立人と同様に昭和58年1月に健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる同僚16人の合計17人は、いずれも健康保険被保険者証を返納した記録（被保険者証を滅失した3人を含む。）が確認できるとともに、当該17人のうち12人（申立人を含む。）は、被保険者資格の喪失後、健康保険の任意継続被保険者となった旨の記載が確認できること、ii) 上記12人のうち、当時、当該事業所を管轄する社会保険事務所の管轄区域内に住所地があった5人（申立人を含む。）の標準報酬月額は、資格喪失日が18万円、同日後の同年4月1日は19万円と記録されているところ、後者の記録は、随時改定の記録とも考えられるが、随時改定は、その前の標準報酬月額と比べて、2等級以上の差が生じた場合に改定されるものであり、前者と後者の標準報酬月額は、1等級の差しかないことから、後者の標準報酬月額の記録は、随時改定により記録されたとは考え難いこと、iii) 当時の健康保険の任意継続被保険者に係る標準報酬月額の上限額は、57年度は18万円、58年度及び59年度は19万円であったことから、上記資格喪失日及び58年4月1日の標準報酬月額の記録は、健康保険の任意継続被保険者となったことに伴って記載されたものであることが認められるとともに、役員のうち一人が、59年10月1日に給付を受けた記録についても、健康保険の任意継続被保険者に対する保険給付であったことが認められることから判断すると、申立人の資格喪失日及び当該事業所が適用事業所でなくなった日（いずれも昭和58年1月10日）の記録が遡って記載されたものとは考え難く、これらの記録について不合理な処理が行われたとは認められない。

一方、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所は既に解散しているとともに、当時の事業主は死亡していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない上、回答が得られた複数の同僚からは、申立人の当該期間における厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる証言及び関連資料を得ることはできなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。